

令和5年度上田市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により次のとおり定める。

1 計画区域 上田市の全域

2 計画実施期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

区分		発生量及び処理量見込み	
家庭系ごみ	収集ごみ	燃やせるごみ	20,608 t
		プラマーク付プラスチックごみ (プラスチック製容器包装)	2,308 t
		燃やせないごみ	2,392 t
		資源物	
		紙類・布類	2,184 t
	粗大ごみ等	びん類	479 t
		缶類	129 t
		ペットボトル	344 t
	粗大ごみ等	危険ごみ・有害ごみ	72 t
		燃やせるごみ(持込)	287 t
事業系ごみ	燃やせるごみ	燃やせないごみ(民間持込)	
	資源物		
合 計		41,038 t	

(2) し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥

区分	発生量及び処理量見込み
一般し尿	8,090 kL
浄化槽汚泥	12,940 kL
雑排水汚泥	570 kL
合 計	21,600 kL

4 一般廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

(1) 生ごみ等堆肥化の推進

- ア ごみ減量化機器等購入費補助金制度の周知を行い、生ごみの減量・再資源化を図る。
- イ 市内保育園における、ごみ減量化基材「ぱっくん」を利用した生ごみ堆肥化啓発事業の継続
- ウ 生ごみ堆肥化モデル事業において、堆肥化の実証実験を実施
- エ 生ごみ出しません袋等の導入

(2) ごみの排出抑制、再資源化の促進

ア 容器包装リサイクル法等に基づく分別収集の徹底

特定容器の一部（スチール・アルミ缶、ダンボール、牛乳パック、包装紙、びん、ペットボトル）の他、紙類（新聞紙、雑誌、雑紙）、布類、有害ごみ（水銀体温計、寒暖計、蛍光管、電池）及び危険ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、ライター）の分別排出徹底への啓発に努め、ごみ排出抑制及び再資源化を図る。

イ プラスチック製廃棄物分別の徹底

容器包装リサイクル法に基づき、指定法人による再資源化を行う。容器包装リサイクル法に規定する基準適合物以外のプラスチック製廃棄物も再資源化を行い最終処分場の延命化を図る。

ウ 上田市資源物回収促進交付金制度実施による資源物回収の推進

(3) 広報、啓発

ア 資源物回収カレンダーの全世帯配布

イ 「広報うえだ」への啓発記事掲載、「環境うえだ」発行による啓発

ウ エコ・ハウスを活用した講習会等の開催（子どもごみ探検隊の実施等）

エ 各種環境関連イベントへの参加

オ マスコミを活用した広報活動の実施

カ 市民を対象としたエコ講座開催

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

（詳細は市発行の分別帳を参照）

(1) 家庭ごみ

ア ごみ集積所へ出すごみ

(ア) 燃やせるごみ

(イ) プラマーク付プラスチックごみ

(ウ) 燃やせないごみ

イ 資源物回収所へ出すもの

(ア) 資源物（紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル）

(イ) 有害ごみ（蛍光管・乾電池・水銀体温計等）

(ウ) 危険ごみ（スプレー缶・カセットボンベ・ライター）

ウ クリーンセンターへ持ち込むもの

燃やせる粗大ごみ、多量ごみ

エ 廃棄物処理業者等で処理するもの

(ア) 燃やせない粗大ごみ

(イ) 家電リサイクル法対象廃棄物：テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・乾燥機

(ウ) パソコン

(エ) 市で受け入れないごみ

(2) 事業ごみ

燃やせるごみ

(3) し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥

(4) 市が、処分するが収集しないごみ

在宅医療ごみ

a 血液や汚物が付着した紙くず、蓄尿パックなどのプラスチック等で、可燃性廃棄物については排出者が他人が直接手で触れることができない状態に梱包してクリーンセンターへ直接持参する。なお、その中にプラマークがあるものであっても、衛生面から焼却する。

b 注射針など鋭利な物、又は感染の恐れのあるものについては、在宅医療を指示した医療機関に引き取ってもらうこと。

(5) 市が、収集、処分しないごみ

有害性のあるもの	硫酸・硝酸等の劇薬、農薬、殺虫剤、水銀等
危険性のあるもの	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー等
引火性のあるもの	ガソリン、灯油、シンナー、廃油、金属粉等
大型の動物の死体	鹿・熊等の死体
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品、感染性廃棄物
その他処分しないごみ	オートバイ、ミニバイク、パソコン、テレビ 冷蔵庫、洗濯機、エアコン、自動車用タイヤ等

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

ア 家庭ごみ

① 定期収集ごみ

燃やせるごみ、プラマーク付プラスチックごみ、燃やせないごみ、資源物（紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル）、有害ごみ（蛍光管・電池・水銀体温計・寒暖計）、及び危険ごみ（スプレー缶・カセットボンベ・ライター）に分別し収集する。

燃やせるごみ、プラマーク付プラスチックごみ、燃やせないごみはそれぞれ指定袋を使用する。資源物、有害ごみ、危険ごみは、各排出場所に配布してあるコンテナ及びネット等に分別し収集する。収集は自治会で設置、維持管理するごみ集積所等の定日収集方式とし、委託業者が次の収集回数により収集運搬する。

燃やせるごみ	プラマーク付 プラスチックごみ	燃やせないごみ	資源物	有害ごみ 危険ごみ
週2回 (ごみ集積所)	週1回 (ごみ集積所)	月2回(隔週) (ごみ集積所)	月1回 (資源物回収所)	月1回 (資源物回収所)

② 多量ごみ

a 排出者が、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、有害ごみ、危険ごみに分別して、燃やせるごみは、上田・真田地域は上田クリーンセンターへ、丸子・武石地域は丸子クリーンセンターへ持ち込む。他の物は排出者が、市が許可する一般廃棄物処理業者へ持ち込む。

b 排出者が、市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に処理施設への運搬を委託する。

③ ペットボトル店舗回収

次の店舗にペットボトル回収用ネットを設置し、収集する。

Aコープコア塩田店、Aコープファーマーズうえだ店、イトーヨーカドー上田店、西友上田東店、ツルヤ神畠店、ツルヤ上田中央店、ツルヤ塩田店、ツルヤ上田山口店、イオン上田店、ザ・ビッグ上田中央店、ザ・ビッグしおだ野店、原信上田緑が丘店、バロー秋和店、やおふく塩田店、やおふく古里店、スーパーおざき本店、ラ・ムー上田築地店、ツルヤ丸子店、西友真田店

④ びん・缶

豊殿・塩田・川西の地域自治センターで、休祝日及び年末年始除き、毎週水曜日9時から正午まで実施。びん、缶を分別回収

⑤ ウィークエンドリサイクル

次の日程により午前10時から正午まで「ウィークエンドリサイクル」を定期収集の補完的位置付けで実施。資源物（ペットボトルを除く）、有害ごみ、危険ごみを回収する。

第一土曜日	第二土曜日	第三土曜日	第四土曜日
ツルヤ上田山口店	バロー秋和店	やおふく古里店	西友上田東店
デリシア上田川西店	ツルヤ神畠店	Aコープコア塩田店	しおだ野ショッピングセンター
西友真田店	ツルヤ丸子店		武石地域自治センター

- ⑥ 粗大ごみ
排出者が一般廃棄物処理業者に持ち込むか、定期的に行う粗大ごみ回収において、市が許可する一般廃棄物処理業者が有料で出張回収する。

イ 事業ごみ

- ① 処理
 - a 再生利用等により減量に努めるなど、適正な自己処理を図る。
 - b 排出者が、市が許可する一般廃棄物処理業者に委託する。
 - c 燃やせるごみは、自治会の許可を受け、市へ届け出た小規模事業者に限り、事業所用指定袋によりごみ集積所に出すことができる。
- ② 剪定樹木、木くず
市が許可する一般廃棄物処理業者に委託することができる。
- ③ 生ごみ
市内における処理が原則であるが、市外施設に処理委託する場合は、処理施設所在市町村と協議を行い、協議終了後処理委託することができる。
- ④ 焼却灰
事業者が、市内産業廃棄物処理業者に処理委託することが原則であるが、市外施設に処理委託する場合は、処理施設所在市町村との協議を行い、協議終了後処理委託することができる。
- ⑤ 廃タイヤ
タイヤ販売店等に依頼する他、市が許可する一般廃棄物処理業者に委託する。
- ⑥ その他のごみ
住民の奉仕活動等による清掃ごみ等は、家庭ごみの定期収集（集積所に環境美化袋に入れて出す）として委託業者が収集するか、実施者自ら燃やせるごみ、プラマーク付プラスチックごみ、燃やせないごみ、資源物に分別してクリーンセンターへ持ち込むか、自治会長等の申請により市が直営で収集等する。
- ⑦ 焼却灰、飛灰処理物
 - a 上田クリーンセンター排出物
焼却灰及び飛灰処理物は、下室賀最終処分場へ直営で運搬するほか、市が再資源化処理委託をした県外の処理施設へ委託業者が運搬する。
 - b 丸子クリーンセンター排出物
焼却灰及び飛灰処理物は、市が再資源化処理委託をした県外の処理施設へ委託業者が運搬する。
- ⑧ 不燃残渣
不燃残渣は、市外業者の最終処分場へ委託業者が運搬する。

ウ 市外からの一般廃棄物の受入れ

- ① 市町村委託によるクリーンセンターへの搬入
搬入市町村と協議し、地元自治会の了解が得られた場合のみ可能。上田クリーンセンターの場合は、下室賀最終処分場への搬入も同様とする。
- ② 市町村委託による市内一般廃棄物許可施設（許可業者）への搬入
搬入市町村と協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に照らし問題がない場合のみ実施する。
- ③ 市町村委託以外のクリーンセンターへの搬入は認めない。
- ④ 市町村委託以外の市内一般廃棄物許可施設（許可業者）への搬入
排出所在市町村と協議し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反がない場合に受入可能。
- ⑤ 市町村委託の場合は協議後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの通知を受信する。

エ 一般廃棄物収集運搬業 新規許可の制限

- 一般廃棄物収集運搬許可業者は既に需要を満たしているので、新規許可は当面の間、行わない。
- オ し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥

区分	収集形態	収集回数	収集体制
し尿	戸別・事業所別	概ね年6回	許可業者
浄化槽汚泥	戸別・事業所別	概ね年1回	許可業者
雑排水汚泥	戸別・事業所別	概ね年3回	許可業者

(2) 中間処理計画

ア ごみ

区分	処理量	施設(処理主体)	処理方法等
燃やせるごみ	32,789 t	上田クリーンセンター 丸子クリーンセンター	焼却
燃やせないごみ	2,392 t	不燃物処理資源化施設 丸子・武石地域：市委託業者	選別、再資源化
フ ^ラ マーク付 フ ^ラ スチックごみ	2,308 t	市委託業者	選別、圧縮、梱包 (指定法人による再商品化)
資源物	3,136 t	市委託業者	選別、破碎、圧縮・梱包等 (種類別に再資源化)

イ し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥

区分	処理量	施設(処理主体)	処理方法
し尿	8,090 kL	清浄園	水処理、脱水、乾燥、焼却
浄化槽汚泥	12,940 kL	清浄園	水処理、脱水、乾燥、焼却
雑排水汚泥	460 kL	清浄園	水処理、脱水、乾燥、焼却
	110 kL	丸子雑排水汚泥処理場	脱水、水処理

(3) 最終処分計画

ア 上田市下室賀最終処分場

上田クリーンセンターの焼却灰、集塵灰を埋め立てる。

区分	処分量	処分先等	
焼却灰の埋立	350 t	名 称	上田市下室賀最終処分場
		所 在 地	上田市下室賀915番地1ほか
		面 積	44,158m ² (処分場25,000m ² 土採取地19,158m ²)
		埋立方法	サンドイッチ方式

イ その他市外施設における中間処理・最終処分

区分	処分量	処分方法	処分先等
焼却施設の焼却灰 (上田クリーンセンター)	2,850t	再資源化	ツネイシカムテックス株式会社 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地1 不溶化剤と還元剤を添加、ロータリーキル式焼成炉で約千℃で焼成
焼却施設の焼却灰 (丸子クリーンセンター)	635t	埋立て	株式会社 ウィズウェイストジャパン 福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久169-2 処理能力：1,101,180m ³
不燃物残渣の埋立	585t	埋立て	飯山陸送株式会社ハザマ処分場 中野市大字豊津5014他 埋立地面積：A・E工区計 39,064m ²
容器包装リサイクル法に規定する基準適合物以外のフ ^ラ スチック製廃棄物	1,617t	再資源化	飯山陸送株式会社 中野市大字豊津5016他 破碎施設・焼却施設
乾電池、蛍光管等の水銀含有廃棄物	42t	再資源化	野村興産株式会社イトムカ鉱業所 北海道北見市留辺町字富士見217-1

ウ し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥

区分	処分量	処分方法	処分先等
焼却残渣（清浄園）	60 t	再資源化	肥料化及びツネイシカムテックス㈱に委託処分
脱水汚泥（丸子雑排水汚泥処理場）	1 t	堆肥化	クリーンユーキ(㈱)に委託処分

7 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 燃やせるごみ

区分	概要
施設の名称	上田クリーンセンター
所在地	上田市天神3-11-31
施設規模	200t/24h (100t/24h燃焼炉×2基)
処理方式	全連続燃焼式、ストーカー式

区分	概要
施設の名称	丸子クリーンセンター
所在地	上田市腰越399-1
施設規模	40t/16h (20t/16h燃焼炉×2基)
処理方式	准連続燃焼式ストーカー炉

(2) 燃やせないごみ

区分	概要
施設の名称	不燃物処理資源化施設
所在地	上田市天神3-11-18
施設規模	鉄骨ストレート2階建て 2163.49m ²
処理方式	ターンテーブル選別方式

(3) し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥

区分	概要
施設の名称	清浄園
所在地	上田市常磐城2320
施設規模	280キロリットル/日
処理方式	標準脱窒方式

区分	概要
施設の名称	丸子雑排水汚泥処理場
所在地	上田市御嶽堂1番地2
施設規模	10キロリットル/日
処理方式	回転円板処理方式

令和5年4月1日施行